とうきょう さんぱい

第34巻第4号　通巻第323号
323
平成29年7月10日発行

平成29年度国内処理施設見学研修会

DOWAグループ関連施設を見学

エコシステム秋田・小坂製錬・エコシステム小坂

研修会　新入社員向けスタートアップ研修会

全産廃連　第7回定時総会を開催

安全衛生研修会　管理監督者向け ラインケアセミナー

医療廃棄物委員会　勉強会「処理法改正／水銀関係政省令の改正状況」

一般社団法人 東京都産業廃棄物協会

有明興業は、
未来のエネルギーを創造します。
Recycle Quality
リサイクルを考える時代から、
リサイクルの品質を選ぶ未来へ。
廃棄物から地球にやさしい燃料をつくっています。
これらは今、次世代エネルギーとして、製造工場や発電施設などで活用されています。
オフィス工場 → プラスチック 紙 繊維 木 金属
〈サーマルリサイクル〉RPF(固形燃料)・フラフ燃料 → 各種企業、発電会社など
●CO_2削減を通じて、地球温暖化を抑制します。
●石油や石炭の代替燃料となり、エネルギー資源の有効活用につながります。
〈マテリアルリサイクル〉再資源化 → 各種メーカー
●限りある資源の有効活用につながります。
陸送に比べてCO_2排出量の少ない船舶輸送を推し進めています。
東京港に面する若洲工場とリサイクルポートでは、2,000トン級の船舶が接岸できるプライベートバースを活用し、
全国各地から廃棄物を受け入れ、製品出荷体制を整えています。
リサイクルポート
第2バース
第1バース

2014年度 中間処理業 収集運搬業（積替え保管を含む）
産廃エキスパート
認定番号 3-14-C0012
認定番号 3-14-B0076
優良産廃処理業者認定制度
優良認定業者
ありあけこうぎょう 検索
http://www.aknet.co.jp/
有明興業株式会社
ARIAKE KOUGYO CO.,LTD.
〒136-0063 東京都江東区和倉2-8-25 TEL.03-3522-1011 FAX.03-3522-1919

リサイクル&クリーン事業の 安心・安全・快適 をサポート

トータルリサイクル施設　三凌愛川リサイクルセンター

堆肥化処理プラント

選別処理プラント

汚泥処理プラント

剪定枝処理プラント

三凌愛川リサイクルセンターは、廃棄物に応じて4つのプラントでリサイクルをおこなう処理施設です。

堆肥化処理プラント ・・・ 動植物性残さ、木くずを堆肥化

選別処理プラント ・・・ 廃棄物7品目の機械選別をおこない再資源化

汚泥処理プラント ・・・ 汚泥の減容化と路盤材の原料化

剪定枝処理プラント ・・・ 剪定枝のチップ化をおこない再資源化

ISO 14001 JQA-EM0918　JAB EMS Accreditation RE006

優良産廃処理業者 認定取得
全工場 ISO14001 認証取得

かながわリサイクル認定製品

かながわリサイクル認定製品「サンリョウ有機」

食品残さと剪定枝のオガ屑由来の堆肥を販売して以来15年以上、生産農家の皆様より安心安全の信頼を築いて参りました。

2015 年度 収集運搬業（積替え保管を除く）
産廃エキスパート
認定番号 3-14-A0030
エコアクション21
認証・登録番号 0003648

株式会社 三凌商事
〒194-0036 東京都町田市木曽東1-34-6 TEL 042-726-2647
支社 横浜 川崎 相模原 厚木 愛川 FAX 042-727-6743
SANRYO ホームページアドレス http://www.tyo-sanryo.co.jp

CONTENTS

平成 29 年度　国内処理施設見学研修会
DOWA グループ関連施設を見学 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
～エコシステム秋田・小坂製錬・エコシステム小坂～

平成 29 年度　産業廃棄物処理業
新入社員向けスタートアップ研修会 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8

全産廃連
第 7 回 定時総会を開催 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
29 年度表彰では当協会から３社と１２名が受賞
◎受賞された方々 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15

平成 29 年度　第一回安全衛生研修会
管理監督者向け ラインケアセミナー ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16

医療廃棄物委員会
医療廃棄物勉強会 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 19
～廃棄物処理法の改正状況／水銀規制に伴う政省令の改正状況～

女性部だより　施設見学会でスーパーエコタウン２社を訪問 ・・・・・・・・・・・・・・・・・ 20
多摩支部だより　支部会・講演会・研修会を開催 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 22
青年部だより　第5回定時総会・研修会を開催 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 26
身近なヒヤリ・ハット事例　Part 110 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 27
委員会報告　青年部、収集運搬委員会、災害廃棄物検討分科会、建設廃棄物委員会 ・・・ 28
行政だより　東京都環境局　水銀法改正関係 平成29年6月9日付省令について ・・・・・・ 30
役員寄稿 ～協会活動への支援～　五十嵐常任理事・比留間理事 ・・・・・・・・・・・・・ 32
新入会員紹介 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 34
協会の主な今後の日程 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 35
全産廃連より　各種検定・研修会のお知らせ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 36
事務局だより・編集後記 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 40
表紙の言葉 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 34

題字 : 東京都産業廃棄物協会　会長　高橋 俊美

平成 29 年度 国内処理施設見学研修会
DOWA グループ関連施設を見学
～エコシステム秋田・小坂製錬・エコシステム小坂～

東京都産業廃棄物協会は、平成 29 年 6 月 9 日㈮～ 10 日㈯の 2 日間にわたり「平成 29 年度国内処理施設見学研修会」を実施し、エコシステム秋田 株式会社（秋田県大館市）、小坂製錬 株式会社・エコシステム小坂 株式会社（秋田県鹿角郡小坂町）を中心に、DOWA グループ関連施設を見学した。観光は、1 日目午前中に秋田県大館市内、2 日目は十和田湖周辺から八甲田山を経由して青森へ移動し、三内丸山遺跡を見学して、青森空港からの帰京となった。参加者は事務局を含め計 32 名であった。

（取材　塩沢 美樹）

エコシステム秋田にて

■世界一の複合リサイクル製錬

今回の見学先は、秋田県を中核拠点に、非鉄金属の製錬・加工、環境・リサイクル事業等を展開する DOWA グループのうち、廃棄物処理・リサイクルと低濃度 PCB 廃棄物処理事業を行うエコシステム秋田㈱・エコシステム小坂㈱、1 世紀以上の歴史を持つ小坂製錬所（小坂製錬㈱）である。

まず、世界的にも珍しいリサイクルコンビナートとしての機能を形成する DOWA グループの概要を、各社で説明いただいた内容や配布資料等をもとにご紹介すると、DOWA グループは、前身の「藤田組」が、1884 年に明治政府から当時日本一の銀山だった小坂鉱山の払い下げを受け、非鉄金属の鉱山・製錬会社として創業した。

この地域は「黒鉱（くろこう）」と呼ばれる製錬が困難な鉱石の産地として知られており、独自の製錬技術の開発により、国内有数の鉱山・製錬会社として近代産業の発展を支えた。

エコシステム秋田　会議室にて

エコシステム秋田　低濃度 PCB 廃棄物処理専用炉
※写真提供：DOWA エコシステム

1945 年、終戦とともに社名を「同和鉱業㈱」に改称。戦後復興の中で肥料向け硫酸の原料となる硫化鉄鉱の生産拡大や、黒鉱の新鉱床発見等を背景に、鉱山・製錬事業を順調に拡大した。

しかし、1985 年頃からの経済環境の変化、特に円高による金属価格の下落は、国内鉱山事業に甚大な影響を与えた。主力の鉱山事業が転換期を迎えたことにより、同社は、それまで培ってきた高度な技術やインフラを活かして環境ビジネスや海外展開など、事業の多角化を進めた。

2006 年、持株会社制へ移行し、商号を「DOWA ホールディングス㈱」に変更。県北の大館市花岡地区・小坂地区と、秋田市を主要拠点とし、①非鉄金属製錬業の DOWA メタルマイン㈱、②環境・リサイクル業の DOWA エコシステム㈱、③電子材料事業の DOWA エレクトロニクス㈱、④金属加工業の DOWA メタルテック㈱、⑤熱処理業の DOWA サーモテック㈱の 5 つの事業会社を中心に、それぞれ多くの所管グループ会社を傘下に事業を展開し、他に類を見ない資源循環型事業を形成している。

■エコシステム秋田

最初の見学先であるエコシステム秋田㈱では、はじめに会議室において谷口浩治氏（㈱エコリサイクル 代表取締役常務）よりご挨拶をいただき、渡邊亮栄氏（エコシステム秋田㈱ 操業二課 課長 兼 生産管理課 課長）による概要説明と DVD 視聴の後、バス車中から各施設を見学した。

同社は、1987 年設立、DOWA エコシステム㈱全額出資の会社である。

主要な事業は、産業廃棄物並びに特別管理産業廃棄物の中間処理業及び金属リサイクルで、事前のサンプル評価により「焼却処理」「中和処理」「薬剤処理」の 3 つの処理パターンから様々な廃棄物に対応が可能だ。2011 年に微量 PCB、2016 年に低濃度 PCB 廃棄物の無害化処理に係る大臣認定を取得した。

廃棄物の処理量は 2016 年度実績で、年間 11 万トンとのこと。1999 年、廃棄物処理工場としていち早く ISO14001 の認証を取得、2012 年には、秋田県初の優良産廃処理業者に認定された。

続いて、バス車中からロータリーキルン式焼却炉と、2016 年に稼働を開始し

小坂製錬　リサイクル対応製錬設備（TSL 炉）
※写真提供：DOWA エコシステム

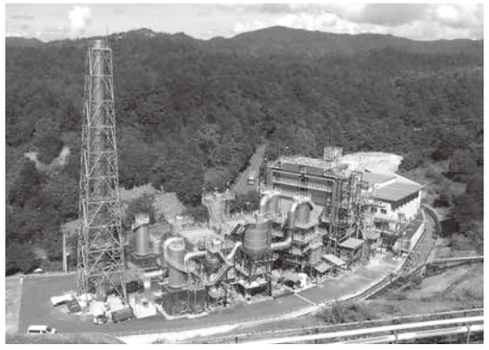

エコシステム小坂　全景
※写真提供：DOWA エコシステム

た低濃度 PCB 廃棄物専用炉を案内いただいた。

ロータリーキルン式焼却炉においては、廃棄物を 800℃以上、３段階の燃焼炉で焼却する。燃焼に伴う排ガスは、冷却塔で 80℃前後まで急冷することにより、ダイオキシン類の再合成を防止、洗浄塔を経て湿式電気集塵機へ送られ、ばいじんを除去した後、クリーンなガスとして大気放出される。法定の定期分析に加え、24 時間の連続監視により法定基準値を維持している。焼却工程で発生した排水は、中和処理等を行い、水質基準を満たした上で放流している。焼却灰やばいじんは法定基準値内であることを確認後に、最終処分されるとのことだ。

低濃度 PCB 廃棄物専用炉は、幅 3.0m ×奥行 5.0m ×高さ 3.5m・重量 20 ｔ程度の大型廃電気機器等を受け入れることが可能で、台車ごと加熱炉内部に装入され、850℃以上の高温で PCB を分離・燃焼分解する。全工程を専用の建屋内で行い、床面に特殊な加工を施すなどにより、PCB の外部への漏洩を防いでいる。無害化処理後の廃電気機器の筐体（きょうたい）等は、金属リサイクルされている。

■小坂製錬・エコシステム小坂

エコシステム秋田㈱を後にし、約 40 分かけて小坂地区へ移動した。

エコシステム小坂㈱会議室において、川口純氏（小坂製錬㈱ 代表取締役社長）よりご挨拶いただき、山田耕司氏（エコシステム小坂㈱ 代表取締役）より、小坂製錬㈱・エコシステム小坂㈱について、映像資料等をもとに、丁寧に説明いただいた。

企業としての小坂製錬㈱は、1989 年設立だが、小坂製錬所は鉱山と製錬所が一体化した、いわゆる「鉱山山元製錬所」として 100 年以上の歴史を持つ。国内では、銅系のみ、鉛系のみといった製錬所がほとんどである中、１カ所で銅系と鉛系の金属類を生産する、希有な製錬所だ。DOWA グループでは、約 20 種類の有価金属を製品化しており、その中軸として機能しているのが、小坂製錬所だ。

小坂地区では小坂製錬㈱を中心に、エコシステム小坂㈱、グリーンフィル小坂㈱（管理型最終処分場）、日本ピージーエム㈱（白金族の回収）など、グループ会社併せて８社が操業している。従業員数は小坂地区のグループ会社全体で約 700 名にものぼり、小坂町の人口約 5,500 人の 1 割強が、DOWA グループ関連の仕事に従事しているのだそうだ。

同社発展の礎となった「黒鉱」とは、複雑硫化鉱といって、有価金属を豊富に含有しているものの、不純物も多く含んでおり、製錬が極めて困難と言われている。この複雑な組成の鉱石を処理する技術が、同社の製錬技術の基盤となっている。

2008 年、リサイクル原料への対応力をさらに高めた国内初のリサイクル型炉である TSL（Top Submerged Lance）炉を稼動させ、世界一の複合リサイクル製錬所へと歩みを進めた。従来の自溶炉は、天然鉱石中の鉄・硫黄分の反応熱を利用して鉱石を溶かし、有価金属を回収するよう設計されたもので、リサイクル原料の比率は 30％程度にとどまっていた。これに対し TSL 炉は、リサイクル原料を燃料として利用できることが特徴で、製錬所から発生する残渣や廃電子基板など DOWA グループの各事業所から発生する多様な原料から、金・銀・銅・鉛等の「ベースメタル」に加え、セレン・スズ・アンチモン等の「マイナーメタル（レアメタル）」を回収している。

DOWA のリサイクルネットワークでは、各工場で特定の金属を回収するだけでなく、各工場で回収できない金属を含む残渣を他の工場のリサイクル原料として受入れ、様々な金属を効率的に回収するといった、国内屈指の金属リサイクルコンビナートを形成しているのだ。

DOWA グループでは、鉱山開発で失われた森を蘇らせようと、鉱山跡地にアカシアを植樹する緑化事業を継続してきた。今では、アカシアは小坂町の花となり、その蜂蜜は町の特産ともなっている。2005 年からは、住民と一体となって植林事業も開始した。これは、元々この地域に自生していたナラ・ブナ・カエデ等を植えることにより、もとの植生に戻そうという活動で、これまでに植えられた木は、17 万本だそうだ。

また、国の重要文化財で、経済産業

小坂製錬事務所前にて

省「近代化産業遺産」に認定された「康楽館」（小坂鉱山従業員及び家族の慰安施設として建てられた、日本最古の現役芝居小屋）、明治 38 年（1905）に建設された「小坂鉱山事務所」は、どちらも小坂町に寄贈され、観光施設として活用されているほか、同社が主催するスキー・クロスカントリー大会等のスポーツ振興を通じて地域に貢献している。

エコシステム小坂㈱は、小坂製錬㈱から 2006 年に分社化された。主要な事業は、産業廃棄物および一般廃棄物の中間処理業で、2014 年には低濃度 PCB 廃棄物の無害化処理に係る大臣認定を取得した。

廃棄物の処理量は、年間 6 万トン。自動車その他のシュレッダーダストなど様々な廃棄物を焼却し、金属資源と熱エネルギーを回収している。熱エネルギーは自社工場の熱源として利用するほか、隣接する小坂製錬㈱に供給し、製錬プロセスや発電タービンに利用されている。

この「金属・蒸気回収炉（KSR 炉）」は、秋田県北部エコタウン事業の一環として建設され、2002 年に操業を開始したものだそうだ。

続いて、バス車中より原料受入れヤード・KSR 炉・TSL 炉等を案内いただき、2008 年に天皇・皇后両陛下が訪問された、DOWA グループの事業地を一望する高台にて記念撮影を行って、日程を終了した。両陛下は、秋田県で開催された「第 59 回 全国植樹祭」への出席に併せ、小坂地区の DOWA グループ関連施設を視察されたそうだ。

❖　❖　❖

最後に、この見学研修会にあたり、綿密なスケジュールを作成し、全行程に随行してくださった、エコシステムジャパン㈱ SD リサイクル部部長／営業企画部担当部長の諸星泰宏氏、同 東日本集荷サブリーダーの田岡雅史氏をはじめ、関係者の皆さまに深く感謝申し上げます。

天皇・皇后両陛下が立ち寄られた DOWA の「誓いの記念碑」にて

■観光編

1日目、羽田空港 8 時 55 分発の全日空機にて 10 時 5 分大館能代空港到着、専用バスに乗り換え、大館市内へ。見学先へ向う途中、「大太鼓の館」「秋田犬会館」に立寄った後、秋田名物比内地鶏の親子丼ときりたんぽ鍋の昼食を摂った。

「大太鼓の館」では、この地域で 700 年前から続くという祭りで打ち鳴らす世界一の大太鼓を見学した。忠犬ハチ公で知られる秋田犬は、日本の天然記念物 7 犬種の1つ。ハチ公の物語がハリウッドで映画化されたことで、最近、世界中に秋田犬ファンが増えている。

今回の宿は十和田湖畔に建つ「十和田ホテル」である。昭和 14 年に建設された秋田杉の館で、国の登録文化財、近代化産業遺産にも認定された。木のぬくもりが伝わる外観は、見た目にすばらしいだけでなく、軒下には無数のイワツバメが巣をかけており、自然と調和した観光振興が図られていることがわかる光景であったのだが、ホテル内の一部や周辺地域は携帯が圏外なので驚いた。携帯電話のつながらない1日は、現代人にとって究極の休息といえるかもしれない。

2日目、天候はあいにくの雨となったが、8 時にホテルを出発し、奥入瀬渓流沿いを約 2 km にわたって散策したあと、遊覧船で十和田湖を周遊した。昼食は湖畔のレストランで「しょっつる鍋」をいただいた。

昼すぎには雨も上がり、残雪の八甲田山を経由して、青森県三内丸山遺跡へ。縄文時代の集落跡で、竪穴住居跡や大型掘立柱建物跡、膨大な量の土器・装飾品等が出土した。DNA 分析によりクリが栽培されていたことも明らかに。有名な大型掘立柱建物跡は、高さ 15m、神殿・物見やぐら・モニュメントなどの説がある。名物クリのソフトクリームをいただきながら、約 40 分と文字通り駆け足での見学を終え、青森空港から空路帰途についた。

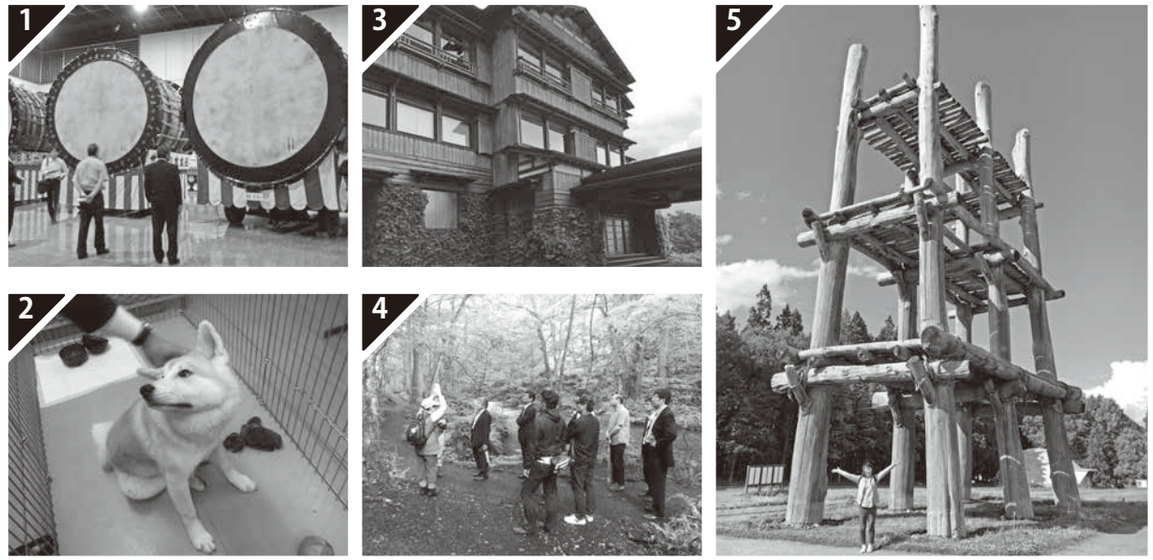

1. 直径 3.8m! ギネス認定世界一の大太鼓　2. 人気の秋田犬と触れ合える　3. 十和田ホテルの正面玄関
4. 奥入瀬渓流をボランティアガイドさんと共に散策　5. 三内丸山遺跡の物見やぐらの前で

平成 29 年度　産業廃棄物処理業
新入社員向けスタートアップ研修会

平成 29 年 6 月 6 日㈫ 13 時より、KFC Hall（墨田区横網）において、『平成 29 年度産業廃棄物処理業 新入社員向けスタートアップ研修会』が開催された。東京都環境局・公益財団法人東京都環境公社が主催し、当協会が後援する新しい研修会で、新入社員向けに特化した内容となっている。都の産業廃棄物処理業の許可を取得している事業者の社員で平成 29 年 1 月から 6 月までに入社した方を対象とし、1 社につき 1 名まで、引率者の同行が認められた。研修は、産業廃棄物処理に関する基礎を学ぶ講義 1 ・ 2 と、ビジネスマナーの実践や意見交換を行うワークショップの 3 部構成となっており、当協会常任理事の五十嵐和代氏も講師を務めた。参加者は、受講者 139 名（72 社）、引率者 32 名（32 社）の計 171 名であった。　（取材　塩沢美樹）

はじめに主催者を代表し、東京都環境局資源循環推進部長の谷上裕氏が「産業廃棄物処理業は、今や環境産業の根幹を成す産業となっている。廃棄物は資源へ、廃棄物処理・リサイクル業は持続可能な社会を担う産業へと、その概念は大きく変化した。今日はしっかりと学んでいただき、業界の発展、循環型社会の進展につながることを期待している。」などと挨拶した。

続いて当協会高橋会長が来賓挨拶に立ち「当業界は単に廃棄物を片付けるだけでなく、循環型社会の形成に寄与する環境貢献産業として、ますます重要な地位を占めていくものと考えている。また、温暖化防止対策についても主要な立場で、果敢に挑戦していくことのできる産業である。そのためにも、優秀でパワーのある人材を待望してきた。今日お集りの皆さまはこの条件を十分に満たし、志の高い皆さまであると期待している。産業廃棄物処理業の歴史は平坦ではなかったが、当業界と行政が連携協力し、様々な課題を一つずつ解決し、社会から信頼される業界へと大きく成長してきたと自負している。本日の講義で、適正処理の基礎知識をしっかり学んでいただき、産業廃棄物処理業の今後の展望にも思いを馳せていただきたい。」と挨拶した。

講義 1「循環型社会形成に向けた産業廃棄物処理業の役割」では、東京都環境局資源循環推進部産業廃棄物対策課長の須賀隆行氏が、なぜ「循環型社会の形成」が必要なのか、「循環型社会の実現」のために何をすべきか？をテーマに講義し、「社会の変革には、若者の感性や行動力が必須。社会・会社に新風を」「皆さん方のこれからの行動が資源循環や循環型社会の実現に向けたカギとなる。ご活躍を期待します。」と熱いエールを送った。

講義 2「適正処理の基礎知識　入門編」では、公益財団法人東京都環境公社環境事業部環境事業課の金子藤子氏が、70 分にわたり、廃棄物の定義や分類、処理フロー、廃棄物処理法等について、ポイントを絞って講義した。

ワークショップでは、受講者が 5 ～ 6 名ずつのグループに分かれ、当協会常任理事の五十嵐和代氏による 45 分間のビジネスマナーの講義と、感想や今後の抱負をグループ内で意見交換・発表するグループワークを行った。

講義では、ビジネスマナーの 5 原則、正しい名刺交換、応接室や乗り物での席次、電話対応の方法などを、実際に声に出したり、ロールプレイングしながら学んだ。ポイントをいくつかご紹介すると、「挨拶」とは仏教用語で、「挨」は心を開く、「拶」は相手に近づくとの意味があるそうだ。そこで、挨拶するときは、あかるく相手の目を見て、いつも、さきに、つづけて一言、を心掛ける。口角を上げていると自然に明るい表情となる。感じ良く話すには、「誠に恐縮ですが」等のクッション言葉をつけて言い回しの工夫をすることが大事であるなど、「マナーの基本は表現力」であることが良く理解できた。また、この業界の仕事は、地域の人々に支えられて成り立っていることを忘れてはならないこと、毎日の挨拶や周辺の清掃活動等の積み重ねが、理解と協力を得る上で大切であることも強調されていた。

講義後は、各自がふせんに今日の感想と今後の抱負を記入し、グループ内で意見交換とまとめを行い、発表した。「廃掃法の基本を理解できた」「地域の方々の大切さがわかった」「口角を上げて、常に笑顔」「産廃のプロになる！」などの発言が聞かれた。

最後に、東京都環境公社常務理事の齊藤和弥氏が「これからの地球を良くするには、皆さん一人一人の力が必要だ。知識や経験を重ね、パーソナリティを磨いて、会社や社会の中で光る存在となっていただきたい。」とエールを送り、終了した。

講義形式で産廃の基礎を学ぶ

五十嵐講師によるビジネスマナーの講義

正しい名刺交換を練習

グループごとに発表

全国産業廃棄物連合会　第７回 定時総会を開催

29年度表彰では当協会から３社と１２名が受賞

公益社団法人全国産業廃棄物連合会（石井邦夫会長）は、平成29年6月16日㈮13時30分より、明治記念館（港区元赤坂）「蓬莱の間」に於いて、第7回定時総会を開いた。議案審議では平成28年度事業報告並びに決算案が承認され、続いて、平成29年度事業計画並びに収支予算に関する件につき報告が行われた。平成29年度表彰式では、功労者・地方功労者・地方優良事業所・優良従事者の各賞に当協会から3社と12名が受賞した。表彰式終了後、『出来る社員を育てる原則－考え方一つで社員は変わる』をテーマに、リテールデザイン研究所所長の片山裕介氏による講演会が行われた。

（取材　塩沢美樹）

会　長　挨　拶

本日は多忙にもかかわらず、ご来賓として環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長の中井様、そして産業・資源循環議員連盟会長で衆議院議員の丹羽先生のご臨席、また、正会員各協会および賛助会員の皆さまのご出席を賜り厚く御礼申し上げます。本日このように総会を開催できましたことは、ひとえに皆さま方のひとかたならぬご支援の賜物と心より感謝を申し上げます。

さて、平成28年度における当連合会の事業は、公益法人に係る法律制度を遵守する組織運営を行いつつ、当連合会が組織の目的として掲げております３本の公益事業、すなわち、適正処理の推進・地球温暖化対策・人材および優良事業者の育成、この３本の事業を展開してまいりました。

具体的な事業をいくつかご紹介しますと、まず一つめの柱であります適正処理の推進では、マニフェストシステムの普及や産業廃棄物処理業に係る各種調査・研究・啓発に取組むとともに、熊本地震に伴う災害廃棄物処理支援等を実施してまいりました。このうち、各種の調査等では、食品廃棄物の不正転売事案の再発防止策の一つとして、排出事業者向けの実地確認チェックリストを策定し、関係団体等へ広く周知してまいりました。

次に二つ目の柱であります地球温暖化対策では、当連合会の低炭素社会実行計画を改定し、2030年度の削減目標の設定等を行いました。同計画に基づき、会員企業のカテゴリーに応じた低炭素化対策を一層進めてまいる所存です。

総会会場

最後の三つ目の柱であります人材および優良事業者の育成については、従来からの産業廃棄物処理業実務者研修など、人材育成のための各種研修事業を着実に実施したことに加え、平成27年度から本格的に着手してまいりました新たな人材育成方策の検討も継続してまいりました。

このほかに、労働安全衛生の向上や、業界の振興策の検討など、当業界の現在および将来に係る重大な数々の課題に取り組んでまいりました。

特に業界の振興策につきましては、当連合会の法制度対策委員会のもとに設置したタスクフォースにおきまして、昨年度から今年度にかけ、業界の振興法案の立案に向けた作業を行ってまいりました。秋には法案大綱といったものを、皆さま方にお示しできればと考えております。

正会員の皆さま方には、これから平成28年度の事業報告ならびに決算案に係る議案の審議をお願いすることとなっております。議案審議の終了後には、平成29年度の事業計画および予算についてもご報告させていただき、その後、第二部として表彰式を執り行う予定です。これから長時間の総会になりますが、何とぞ慎重審議をお願い申し上げますとともに、皆さまのご協力を賜り、総会が無事終了しますことをお願い申し上げ、開会の挨拶とさせていただきます。本日はご参集、誠にありがとうございます。

来　賓　祝　辞

衆議院議員　産業・資源循環議員連盟会長
丹羽 雄哉 氏

ただいまご紹介を賜りました産業・資源循環議員連盟会長の丹羽雄哉でございます。本日は全国産業廃棄物連合会の定時総会にお招きいただき、石井会長をは

じめ、親しく皆さま方とお目にかかる機会を得まして、大変嬉しく思います。

いよいよ、東京オリンピック・パラリンピックが３年後に迫りました。これに伴いまして、関連の建設ラッシュということで、再生砕石・建設汚泥など、いわゆる建設廃棄物の再生利用の促進が求められているわけでございます。そのため、私どもは現在、都道府県によって品質の基準が異なる、様々な条例などがあると思いますけれども、こういう壁を無くし、広域利用を可能にすることが大切ではないかと考えております。

また、廃棄物から資源エネルギーを創り出すなど、循環型社会を目指していかなければならない、そしていま石井会長からもお話がありましたけれども、CO_2の低減にも配慮していかなければなりません。昨日、私のところに米大使館から、経済担当の方が何人かまいりましたので、私は、パリ協定の離脱は非常に残念であると、率直に申し上げました。いずれにしましても、我が国はこれからも、CO_2の低減に向けて、十分に努力していかなければならないと考えております。

全国の産業廃棄物処理業者のうち、優良産廃処理業者の認定を受けた事業者は1,100社にとどまっているわけです。これまでは、どちらかというと「悪貨が良貨を駆逐する」と言われてきたわけですが、これからは、「良貨が悪貨を駆逐する」ことを目指して、優良事業者をもっと増やすことが必要ではないかと思っております。そのために、皆さま方業界からは、国だけではなくて、地方公共団体の入札時においても優良事業者に対して、十分に有利な配慮を行って欲しいという要望をお聞きしています。

優良事業者を増やし、そして皆さま方が、これから益々重要となる環境問題に、自信と誇りを持って今後とも頑張っていただけますよう、私どもは全力で取組んでいく所存です。美しい国・日本のために共に頑張る、こういう決意をもって、私どもは皆さま方と手を携えて頑張ってまいります。

皆さま方の益々のご活躍を祈念申し上げ、ご挨拶に代えさせていただきます。

環境省 大臣官房 廃棄物・リサイクル対策部
部長　中井 徳太郎 氏

本日ご参集の全国産業廃棄物連合会の皆さまにおかれましては、平素より循環型社会の構築に向けて、ご尽力ご貢献いただいておりますことを、この場をお借りいたしまして厚く御礼申し上げます。

環境省では、廃棄物・リサイクル対策部が、近々、福島の環境再生と資源循環を担う「局」という形で、新たに誕生する予定です。これまでの産業廃棄物リサイクル行政を一層充実してまいります。廃棄物処理法およびバーゼル法の改正につきましては、先般、国会におきまして成立したところですが、本日、公布されたところでございます。今後、政省令改正を含めて、その具体化を進めていくことになります。全国産業廃棄物連合会からは政省令関係や運用も含めたご要望をいただいておりまして、しっかり受け止めて検討を進めてまいりますので、引き続きのご支援ご協力をお願いいたします。

また、昨年１月に発覚いたしました食品廃棄物の不正転売事案は、産業廃棄物処理業者の信頼を貶める非常に残念な事案でございましたが、愛知県産業廃棄物協会の献身的なご協力等もありまして、無事に撤去が終了したと聞いております。この事案は、今回の廃棄物処理法の改正にも反映されております。環境省といたしましても、再発防止策に順次取組んでいるほか、有識者のご協力も得まして、事案の総括を行っておりまして、近々公表したいと考えております。

次に有害廃棄物対策の推進も重要でございまして、２点ほど申し上げます。まずPCB廃棄物につきましては、昨年のPCB特措法の改正を受け、掘り起こしに取組んでいるところです。特に北九州事業エリアの変圧器・コンデンサにつきましては、本年度末が処理期間となっております。引き続きPCB廃棄物の一日も早い処理に全力を尽くしてまいります。

水銀に関しましても、今年８月には水銀に関する水俣条約の発効が見込まれております。水銀廃棄物関係につきましては、政省令の改正を行っており、今年10月に施行する予定です。円滑な施行に向けご協力をお願いいたします。

続きまして、循環型社会と低炭素社会や自然共生社会との統合が、益々重要となっております。まず、低炭素社会につきましては、昨年パリ協定が発効いたしました。パリ協定では今世紀後半において、実質的な温室効果ガスの排出ゼロを実現することを目指すとされておりまして、その実現には、徹底した省エネやエネルギーを無駄無く利用する、使い尽くすことが必要です。廃棄物分野におきましても例外ではなく、その１歩が2030年における排出削減の着実な実施です。全国産業廃棄物連合会におかれましても、今年、2030年目標を策定いただいたことを歓迎するところです。

次に、産業廃棄物処理業は、地元の理解無くしては立地し得ない産業です。このことは、地域における新たな環境ビジネスの担い手として成長することも大いに期待されるということです。廃棄物処理の低炭素化にとどまらず、食品廃棄物など地域に存在するバイオマスを活用したエネルギーの供給等を担っていただくことで、地域循環共生圏の構築の重要な役割を果たしていただくことも大いに期待されるところです。環境省といたしましても、エネルギー対策特別会計を活用し、支援させていただく所存です。

また、今年３月には有識者より産業廃棄物処理業の振興方策に関する提言をいただきました。産業廃棄物処理業の成長と底上げのために必要な振興方策として、優良産業廃棄物処理業者認定制度の強化と有効活用等、先進的優良企業の育成、また排出事業者の意識改革、そして意欲ある企業の支援体制整備、特に人材確保・育成支援、優良先進事例の情報発信など、様々な内容が提言されておりまして、今後この提言内容を広く周知するとともに、提言を踏まえて具体的な検討を進めてまいります。特に人材の育成・確保につきましては、昨年度も連合会とともに産業廃棄物処理業における人材育成方策の検討を行ったところです。環境省といたしましても、引き続きその活動を支援させていただきたいと考えております。

現在、廃棄物・リサイクル対策部では、

第４次循環型社会形成推進基本計画の策定におきまして、中央環境審議会においてご議論いただいております。私がこれまでお話させていただいた内容を含めまして、広範な内容について検討し、循環型社会形成に向けた基本的な政策の方向性を来年度までに打ち出してまいりたいと考えております。

最後になりましたが、連合会および各都道府県協会の益々のご発展と、産業廃棄物処理に取組んでおられる事業者の皆さま、そのご家族の方々のご健康とご多幸を祈念いたしまして、挨拶とさせていただきます。

✻　✻　✻

総会の議案審議では、平成 28 年度事業報告並びに決算案について、森谷専務理事が議案書に基づき説明した後、議場に諮られ、原案通り承認可決された。

続いて、平成 29 年度事業計画ならびに収支予算に関する件について、資料に基づき報告が行なわれ、総会議事を終了した。

✻　✻　✻

引き続き行われた表彰式では、当協会から功労者１名、地方功労者２名、地方優良事業所３社、優良従事者９名が受賞した。受賞者の方々は 15 頁のとおり。

講　演　会

出来る社員を育てる原則
―考え方一つで社員は変わる―

リテールデザイン研究所 所長　片山 裕介 氏

片山氏は、小売業 40 年、セブン＆アイHDS各社役員18年の実績を基に、経営・流通問題のコンサルタントとして独立。

講師の片山 氏

現在は企業アドバイザー、ビジネススクール講師、講演会講師等を行っている。

セブン＆アイグループが売上 11 兆円、小売業世界第２位にまで成長できた一因は、「人財」だという。片山氏の考える「人財」とは「その企業にとって役に立つ」社員であり、学歴や経験で評価することはできない。

社員を「人財」にするためには、①企業の精神的基盤の共有が最も大切。どの経営者も理念を持っているのに、社員に共有させられていないことが多いのだそうだ。

②コミュニケーションは「文字」ではなく「会話」で行う。文字から伝わる情報は 35％しかない。共有・共感できることが多い組織は人が育つ。

③変化を受け入れる人材が伸びる。そのためには、変化に気付く力を育てよう。特に経営者は「気付く力」が「経営力」といえるほど重要だ。「気付く力」は勉強で得られるのではなく、興味の有る無しなのだそうだ。例えば、今朝見送ってくれた家族の服装は？携帯電話と電卓の数字の並びの違いは？と問われて即答できるだろうか。毎日出会っていても気付いていないことがたくさんあることを自覚し、色々なことに興味を持って頭を柔らかくしておくことが大切とのことであった。

受賞された方々（順不同、敬称略）

高橋会長・木村専務理事を囲んで受賞者の皆さま

❀ 功労者表彰（1 名）

比留間 久仁男　東京都産業廃棄物協会 理事
／比留間運送㈱ 代表取締役

❀ 地方功労者表彰（2 名）

碇　　隆 司　㈱アンカーネットワークサービス
代表取締役社長

大 羽 敬 子　㈱フジ・トレーディング
代表取締役

❀ 地方優良事業所表彰（3 社）

㈱首都圏環境美化センター
㈱川上商店
㈱要興業

❀ 優良従事者表彰（9 名）

土 橋 俊 昭　相田化学工業㈱
祐 川 三 男　㈱三凌商事
鈴 木 一 也　㈱日成ストマック・トーキョー
森 下 昌 嗣　第三東海㈱
児 玉 達 也　アサヒプリテック㈱
原　　恵 治　㈱ハチオウ
坂本 治比古　小林運輸㈱
稗 田 儀 一　㈱黒姫
信 原 直 樹　㈱京葉興業

功労者表彰

地方功労者表彰

地方優良事業所表彰
右は代表で賞状を受ける藤居秀三 氏（㈱要興業）

優良従事者表彰

平成 29 年度　第一回安全衛生研修会
管理監督者向けラインケアセミナー

安全衛生推進委員会（伊藤委員長）は、平成 29 年 6 月 29 日（木）、14 時から、エッサム本社ビル 3 階グリーンホールにおいて、今年度第 1 回目の安全衛生研修会を開催した。

今回は、中央労働災害防止協会健康快適推進部研修支援センター専門役 福島光彦氏を講師に招き、「ラインケア研修」をテーマに講義を聴くとともに、課題をもとに「ロールプレイ」でラインケアに係る識見を深めた。参加者は 52 名であった。

ラインケア研修では、「働く人のストレスとメンタルヘルス対策の動向」、「ストレスチェック制度」、「管理監督者の役割と責任」、「部下からの相談への対応（積極的傾聴法）」をテーマに進められた。

以下、「働く人のストレスとメンタルヘルス対策の動向」、「ストレスチェック制度」について、講義の小テーマに沿って報告する。

福島講師

○ 職場のメンタルヘルスの現状としては、厚労省の 5 年毎の調査（2012）によると、「強い不安・悩み・ストレス」を抱えている労働者の割合は 60.9% を占め、原因としては、一番目は「職場の人間関係」、二番目が「仕事の質」だそうだ。また、長期の休業者が増加しているが、精神疾患が第一位。医療費等の経済的負担は、年間二兆数千億円に及ぶとのこと。

○ 労働安全衛生法第 5 条は、事業者の安全配慮義務を規定しているが、具体的には「危険予知義務」と「結果回避義務」があり、業務の遂行に伴う疲労や心理的負荷等が過度に蓄積して労働者の心身の健康を損なうことがないよう注意する義務があるとのこと。

○ メンタルヘルス問題が及ぼす経営リスクとしては、ミスやトラブルの増加、能率低下による「生産性の低下」、訴訟などのリスクや企業イメージや評判の低下による「企業経営に関わる大きな損失」がある。

○ メンタルヘルスケアの進め方としては、「従業員一人ひとりによるセルフケア」⇒ラインによるケア（管理監督者による）⇒産業医など事業場内産業保健スタッフ等によるケア⇒外部の専門家等による事業場外資源によるケアの順となる。サポートという意味では、この矢印が逆の方向となる。

○ ストレスの仕組みとしては、性、性格、ものの考え方等の「個人要因」、対人関係や労働負荷などの「仕事上のストレス要因」、家族の出来事などの「仕事外の要因」の三つに分けることができる。この三つの要因にストレス反応が出ると、疾病へとつながっていく。講師は、うつに弱い人間を基準に対応をとる必要があること、ストレスを貯めない教育の実施（ストレス耐性を強めること）、ストレス反応が出ている人を早く見つけて対応をとることを力説していた。

○ うつ病、うつ状態が疑われるときのチェック項目には、不眠や食欲不振などの「身体的側面」、不安やイライラなどの「心理的側面」、作業能率の低下やアルコール依存などの「行動的側面」があるが、以下、①から⑨までの項目で、「二週間以上」、「ほぼ毎日」、「一日中続いている」ものが、①又は②のどちらかを含め 5 つ以上あると、産業医やかかりつけ医などの専門家に相談したほうがいいとのこと。①ほぼ毎日、一日中、憂うつ気分、②ほぼ毎日、一日中、興味や喜びを感じない、③著しい体重の減少、④ほぼ毎日、よく眠れない、⑤ほぼ毎日、動作が遅くなる、⑥ほぼ毎日疲れやすい、あるいは無気力、⑦ほぼ毎日「自分は存在価値がない」と感じたり、根拠なく自分を責める、⑧ほぼ毎日、思考力や集中力の低下、あるいはなかなか決断できない、⑨繰り返し、「死んだほうがました」と考える、あるいは自殺を計画する。

次に「管理監督者の役割と責任」、「部下からの相談への対応（積極的傾聴法）」について報告する。

部下のケアは、管理監督者の仕事の一部として捉える必要がある。

○ 職場環境等の問題点の把握と改善では、「能力に合った仕事の質と量になっているか」、「部下と上司、同僚間の対話とコミュニケーションが確保されているか」がキーワードとなる。これがクリアできると、「仕事が楽しい」、「信頼感が醸成されている」、「目標が明確、やりがいがある」ということになる。

○ パワハラと指導の境目については、①（パワハラ）自分の価値観で一方的に相手を否定⇔（指導）相手の価値観を認めたうえで注意、②（パワハラ）相手を受け入れずにダメ出しする⇔（指導）相手の長所を褒めつつ、厳しく言う、③（パワハラ）相手の性格やくせなど、人格も否定⇔（指導）仕事上の役割や職務の範囲で叱責、④（パワハラ）相手の立場や環境をまったく考慮に入れない⇔（指導）相手の状況に応じた叱り方をする、⑤（パワハラ）ミスは絶対に許さないという対応⇔（指導）一緒に考える、⑥（パワハラ）相手がダメになっても仕方がない⇔（指導）成長させる、ということになる。

○ 新入社員や若手労働者への対応のポイントとしては、①最近の若者の特徴を理解しておく（会社への帰属意識は高くない。自己愛が強い。社会的スキルや適応力の低い人が増加等）、②まず、ティーチング、次にコーチング、③部下のコミュニケーション能力を伸ばすには、まず管理職自ら聴く耳を持つ、④失敗に対してはまず本人の言い訳と対応策を聴く、⑤要望に対しては、できること、できないことを明確に言う、ことだそうだ。

○ 「いつもと違う」への気付きと対応では、「サインを見逃さない」ことと、「日頃から関心を持って接する」ことが大事であるとのこと。遅刻、欠勤が増えるなどの「勤怠の変化」、仕事の能率が悪くなったり、報告や相談等がなくなる（或いは逆）、不自然な言動や作業ミス、衣服の

乱れなどの「様子の変化」がある。

○ 速やかな気づきと対応の手順としては、指示・命令モードから傾聴モードへ切り替える必要がある。「普段からの関心と気配り」⇒「気づき」⇒「声がけ」⇒「話を聴く」⇒「つなぐ」の順となる。ここで留意すべきは、「批判は控える」、「無理に励まさない」、「結論を急がない」、「聞き役に徹する」、「プライバシーに配慮」することである。

○ 気をつけたいことでは、①思い込み（あの人はやる気がないんだ）、②抱え込み（言わないでと頼まれたので）、③傍観的（本人が大丈夫といったから、見て見ぬふり）がある。

○ 復職者支援のための管理監督者心得としては、①労働時間に見合った仕事を決める、②こまめな声がけ、③特別扱いをしない、④回復状況の把握は仕事を総合して判断する、⑤通院が必要な場合は「通院することはいいことだ」と支援する、⑥服薬に対して否定的な発言をしない、などが挙げられる。

○「部下からの相談への対応（積極的傾聴法）」については、コミュニケーション力のチェックとして、①自分から挨拶する、②名前を呼んで話しかける、③うなづいたり笑顔を送る、④相手のよい点を褒める、⑤感謝の気持ちを伝える、⑥素直に考えや気持ちを伝える、⑦問い詰めすぎずに上手に尋ねる、⑧相手の話をちゃんと聴く、ことが挙げられる。

○ 傾聴の基本的態度としては、①関心を抱く（日頃から話しやすい環境・雰囲気づくり）、②共感的に理解する、③受容的態度（話を最後まで聞き、途中で腰を折らない。無条件に相手を受け止める。自分の話をしたり、価値観を押し付けない。）が肝要であるとのこと。このように、「自分の価値判断は、一時、保留する」ことが大事らしい。講師の先生がこれだけは覚えて帰ってください、と言っていた。「**相手をわかろうとして耳を傾けて聴く**」。

○ 傾聴による効果としては、①気持ちがすっきりする（カタルシス効果）、②自分のことをわかってもらえたという安心感が生まれる、③相手への親しみが高まる、④自分のことが分かる（アウェアネス [気づき] 効果）等がある。

○ その他の技法として、アメリカ UCLA 大学の心理学者／アルバート・メラビアンが 1971 年に提唱した概念がある。人物の第一印象は初めて会った時の 3 ～ 5 秒で決まり、またその情報のほとんどを「視覚情報」から得ていると言う概念。メラビアンが提唱する概念において、初対面の人物を認識する割合は、「見た目／表情／しぐさ／視線等」の視覚情報が 55%、「声の質／話す速さ／声の大きさ／口調等」の聴覚情報が 38%、「言葉そのものの意味／話の内容等」の言語情報が 7% と言われている。

最後にロールプレイについて報告する。課長と部下の会話が芝居の台本風に書かれており、隣の人と組んでのロールプレイだ。その後、気付いたことをお互いが確認するというものだ。

課長：おや、元気ないね。遊びすぎじゃねーか？部下：・・・・・、課長：またか？何かヘマしたのか？部下：・・・・・

本稿を報告している小職もだんだん、全く別なことを考えたくなってきたので、以上をもって報告とする。

（事務局長　横手　浩次）

医療廃棄物勉強会

「廃棄物処理法の改正状況」「水銀規制に伴う政省令の改正状況」

医療廃棄物委員会（五十嵐委員長）は、平成 29 年 6 月 23 日㈮ 14 時～ 15 時、東京都産業廃棄物協会会議室において、東京都環境局資源循環推進部産業廃棄物対策課から講師を招き医療廃棄物勉強会を開催した。司会進行は千明副委員長。

初めに、「私達、産業廃棄物処理業者は法律を知ることが重要である」と五十嵐委員長より開会の挨拶で始まった。

次に、須賀隆行課長より「廃棄物処理法の改正状況」について講演があった。

平成 22 年に改正された廃棄物処理法が施行されてから本年 4 月で 5 年が経過し、改正法の附則に依り平成 29 年 2 月 14 日付けの「廃棄物処理制度の見直しの方向性（意見具申）」を基に法改正が行われた。

意見具申　抜粋の概要として

1.「適正処理の更なる推進」排出事業者は最終処分工程まで責任を負うことを認識すべき。
2.「産廃処理状況の透明性の向上」排出事業者は処分施設の現地確認、最終処分までのマニフェスト確認、適正な処理料金かどうかの確認をする。また、処理業者はインターネット等を利用した情報提供を進める。行政は、インターネットを活用した情報公開についての利便性の向上について見直しをする。
3.「マニフェストの活用」マニフェストの虚偽記載に対する罰則を強化する。並びに特別管理産業廃棄物については電子マニフェスト利用の義務化を検討する。
4.「排出事業者責任の徹底」廃棄物の処理料金について適正な対価を支払わない者は、排出事業者責任が問われることを周知する。

須賀課長

鈴木課長代理

改正法は平成 29 年 6 月 16 日に公布されたが、施行期日となる「政令で定める日」が未定である。また、「その事業活動に伴い多量の産業廃棄物を生ずる事業場を設置している事業者」は電子マニフェストの使用を義務とするが、この対象となる廃棄物や諸条件等を定める環境省令が未定であり、感染性廃棄物が含まれるかどうかも未定である。（平成 29 年 6 月 23 日現在）

続いて鈴木鉄光課長代理より「水銀規制に伴う政省令の改正状況」について説明があった。

蛍光灯などに含まれる微量な水銀に関して「廃プラスチック類」や「ガラスくず、コンクリートくず、陶磁器くず」などに含まれるアスベスト同様に、10 月の改正施行令・改正省令等施行後も、許可更新までは記載が無くても収集は可能。ただし、更新許可申請時には、水銀を扱う者は「水銀含有物」として品目に追加申請が必要である。また、東京都では、更新の前でも、許可証への記載を「変更届」で申請を受け付ける予定であり、受付開始日は環境局ＨＰや協会を通じて周知する。

最後に、「廃棄物処理は適正な処理対価を支払っていただく必要がある。都内の廃棄物は都内で処分すべき」と伊藤副委員長の閉会の挨拶で終了した。

（㈱日本シルバー　杉本 大輔　記）

施設見学会でスーパーエコタウン２社を訪問

成友興業 株式会社・株式会社 リーテム

女性部（二木部長）は、平成 29 年 6 月 15 日㈭、女性部部員である成友興業株式会社と株式会社リーテムの施設見学会を実施しました。両社はスーパーエコタウン・城南島地区内にあります。

● 成友興業 株式会社

JR 大森駅に集合しタクシーに乗りしばらく行くと工場や物流倉庫が続く城南島に到着。はじめに成友興業㈱城南島第二工場へ。

少し早めの昼食のお弁当をいただいた後、施設見学のスタートです。同じ城南島地区には汚染土壌処理業許可を東京都で初めて取得した第一工場があります。第二工場は今年の 1 月から本格稼動しており、産業廃棄物処分業と汚染土壌処理業の両方の許可を取得しています。

社員が登場する工場の概要ビデオと社長の細沼順人氏から情熱のあるお話を聞くことができ、女性部から出る多くの質問にも丁寧に解り易く説明をしていただきました。

建設現場から発生した建設汚泥や埋設廃棄物、汚染土壌の洗浄分級処理をしており、洗浄後の約 70% は製品として現場の埋め戻し用の砂として再利用されています。

残りの約 30% は脱水ケーキとして回収され、日本各地のセメント工場へセメント原料(粘土の代替品) として出荷されます。

受入れる土壌の多くは、現在開発が進んでいる湾岸エリアで発生する汚泥、汚染土壌が多いため湾岸エリアの土質にあわせ、従来 75 μｍとされていた分級点をシルトデハイダーという設備により業界最小分級点の 32 μｍで分級します。この設備により脱水ケーキの発生量を減量することができます。

焼却灰のように水に溶けにくい塩素を多く含んでいる廃棄物に対して炭酸マイクロバブルによる塩素除去処理やその他最新技術の施設が並び、洗浄水に雨水や循環水を利用しているため貯留槽が設置されています。

計量証明事業所登録されている環境分析センターを併設していて、迅速に製品の分析結果を出すことができます。分析結果が出ることで、早期に出荷ができるため限られたスペースの有効利用にもつながっているとのことです。

成友興業にて　細沼社長（右上）、ビデオ（右下）

セメント原料の出荷にあたっては船舶によるモーダルシフトを取り入れて環境負荷軽減にも努めているそうです。第二工場の稼働により、製品として売却できるものが多くなり、処理費のかかるものが少なくなることでより利益を生み出すことが可能となりました。

● 株式会社リーテム

㈱リーテム 東京工場へ到着。

最初に聞こえてきたのは「オーライ、オーライ」と大きな声。拡声器を使用した搬入車両の誘導でした。

1909 年創業という同社は、スーパーエコタウン城南島地区で 12 年前より稼動されている施設です。まず、会社案内のビデオを拝見し施設の見学へ。見学用通路には見学者のために設置したという送風機が何台も置かれていました。

見学には屋外に出ることなく、ガラス張りの通路を歩いて見学することができます。通路は建物の 2 階にあるため施設内を全て見渡せるロケーションなどが印象的でした。高さのある設備も同じ目線で見ることができました。

金属とプラスチックの複合材リサイクルに成功した工場で、処理工程では破砕前に手作業による選別・解体をおこない、複合物の素材が何かを把握して適正な処理を行っています。破砕機、風力選別、磁力選別、その他粒度選別や比重選別などの機械による選別工程で細分化され、高純度な回収が可能となっています。

東京工場にて粗破砕後、同社の水戸工場へ運搬してさらに破砕選別し、製鋼所や製錬所などに売却され、両工場でゼロ・エミッションを実現しています。

小型家電リサイクル法制定後、国の認定事業者として自治体からの受け入れもされていて、携帯電話の解体教室など体験型環境教育や 2020 年の東京オリンピック・パラリンピックのメダル製作にも積極的にかかわり、廃棄物の再資源化だけでなく環境マネジメントの取組もされています。

本日の見学を終え、廃棄物がゴミではなく資源なのだと改めて実感することができました。城南島地区において重要な拠点 2 ヶ所を同時に見学でき、梅雨の合間の暑い日でしたが海風のおかげもあり、心地よくとても有意義な一日でした。

最後になりますが、両社の社長様及びスタッフの皆様、本当にありがとうございました。

（㈱ティーエムハンズ　佐藤 和子　記）

リーテムにて　会社説明の様子（右上）、見学通路から構内を見学（右下）

支部会・講演会・研修会を開催

講 演 会　よくある深刻な労務問題から、会社・経営者を守る！

研 修 会　多摩地区における最近の指導状況について
八王子市の行政情報等について

東京都産業廃棄物協会多摩支部（赤石支部長）は、平成 29 年 6 月 26 日㈪ 13 時から、たましん RISURU ホール（立川市錦町）において、委員事前打合せ、多摩支部幹事会、支部会・講演会・研修会を開催した。研修会終了後は、「無門庵」（立川市錦町）で懇親会を開き、支部員相互の親睦を深めた。

講演会会場

支部会では、平成 28 年度活動報告及び 29 年度活動計画が報告・承認された。引続き開催された講演会では、冨島社労士事務所 特定社会保険労務士の冨島高志氏を迎え、「よくある深刻な労務問題から、会社・経営者を守る！」をテーマに貴重な話を聞いた。

研修会では、東京都多摩環境事務所廃棄物対策課から吉田茂幸課長、末藤祐二規制指導担当課長代理、清水浩規制担当課長代理、菊地厚審査担当課長代理、永井信幸審査担当課長代理の 5 氏、また、八王子市資源循環部廃棄物対策課からは諸星高夫課長、河内剛主査、岩本泰主査の 3 氏を招き、多摩環境事務所からは、「多摩地区における最近の指導状況について」をテーマに講演をいただいた。また、八王子市からは、廃棄物対策課の業務内容等について講演をいただいた。40 余名の参加者があり、大盛況のうちに終了した。

支　部　会

講演会に先立ち、支部会が開催され、赤石支部長の挨拶の後、各委員会委員長から、平成 28 年度活動報告及び平成 29 年度活動計画について説明があった。事務局からは、当協会年間行事日程や本年 4 月関東地域協議会での環境省中尾産業廃棄物課長による「産業廃棄物行政の最近の動向について」の講演資料や環境省の LED 照明導入促進事業・低炭素型廃棄物処理支援事業等の補助事業について紹介した。

講　演　会

冨島講師

「よくある深刻な労務問題から、会社・経営者を守る！」について、冨島氏から経営者の労務管理の重要性及び問題が発生した時の対応の仕方について大変興味深い講演をいただいた。以下、筆者の印象に残ったものを少し紹介する。

まず、第一に、経営者の「安全配慮義務違反」である。労働契約法（平成 20 年 3 月施行）では、労働者の安全への配慮として、第 5 条で、「使用者は、労働契約に伴い、労働者がその生命・身体等の安全を確保しつつ労働することができるよう、必要な配慮をするものとする」と規定している。この法規定の背景には、昭和 59 年 4 月の最高裁の「川義（かわぎ）事件」の判例が契機となっているとのこと。具体的には、労災認定となった場合、会社に請求すれば基本的には損害賠償が認められるとのことである。損害賠償が認められる条件として、①予見の可能性（損害の発生が予見できること。使用者が予見していなくても、予見できると認定できる場合も含む）、②結果回避義務を果たさなかった、③因果関係があること、がある。因みに、川義事件とは、高級な反物・毛皮・宝石の販売等を業とする会社で、宿直勤務中の新入社員が、窃盗目的で来訪した元同僚に殺害され、会社に盗賊防止等（侵入防止のための物的設備の整備、宿直職員の増員等の安全対策等）に関する安全配慮義務違反があったとして、損害賠償請求が容認された事件である。

第二に、パワハラである。パワハラには、大きく分けて①身体的な攻撃（叩く、殴るなど）、②精神的な攻撃（繰り返し執拗に叱るなど）、③人間関係からの切り離し（送別会に出席させないなど）、④過大な要求（わからない仕事を押し付けるなど）、⑤過少な要求（運転手なのに事務所の掃除だけを命じるなど）、⑥個の侵害（交際相手について執拗に問うなど）、の 6 種類があるとのこと。何が業務の適正な範囲を超えているかについては、業種や企業文化の影響を受けるため、各企業・職場で認識をそろえ、その範囲を明確にすることが大事になってくるとのこと。

第三に、裁判により、従業員の解雇が無効とされた場合である。裁判により、賃金仮払いの仮処分の決定があると、会社負担は最終的に高額になるとのこと。講師は、裁判所が解雇を容易に認めない実情を踏まえ、例えば、月給 30 万円の従業員の例（平成 23 年解雇、平成 25 年二審敗訴）を挙げ、この場合、仮払い・賃金分含めて一千数百万円かかると試算している。結審後は、その従業員はそもそも「解雇無効」だから、また会社に戻ってくる。結局、退職前提の和解金を含めるとさらに負担が膨らんでいくとのこと。

こうした事態を回避するためには、「どうしても解雇せざるを得ない理由がなく、ほぼ確実に会社が勝訴するという根拠がない場合、解雇せずに他の方法を考えたほうがよい」とのこと。また、第三者に関与される前に、社内で問題を終わらせることが非常に大切であるとのこと。

最後に、講師は、経営者が労務問題で気をつけなければならないこととして、「未然防止することが、会社・経営者にとって、費用対効果的に一番良い」、「問題の火種が小さいうちに消火」を力説されていた。

研　修　会

研修会は、赤石支部長の挨拶に引続き、多摩環境事務所 吉田廃棄物対策課長、八王子市資源循環部 諸星廃棄物対策課長から挨拶があった。

多摩環境事務所 末藤規制指導担当課長代理から、「多摩地域における最近の指導状況について」をテーマに①立入り件数、②文書指導件数、③苦情件数、④相談件数、⑤野外焼却について話があった。①立入り件数は、平成 28 年度、962 件（施設関係 92 件、焼却施設・野外焼却 210 件、不法投棄や不適正処理等の懸案現場 327 件、排出者 55 件、解体工事現場［どこに運ばれるか、マニフェスト発行の状況等］278 件）、②文書指導件数は、51 件（許可業者 40 件、無許可業者・排出事業者 11 件）、③苦情件数は、40 件（不法投棄 12 件、無許可営業 2 件、野焼 4 件、保管基準違反・マニフェスト交付等 8 件、騒音・悪臭 10 件等）、④相談件数は、159 件（野焼 10 件、不法投棄・不適正保管 25 件、アスベスト等の処理方法 28 件、委託契約やマニフェスト運用について 24 件、どの産廃品目にあたるか等の個別相談 16 件、疑義解釈について 32 件、その他 24 件）、となっている。なお、警告書の発出は 0 件とのこと、（数字は、聞き取りであることを申し添える。）

説明の後、末藤氏は、不法投棄や野外焼却は多摩地域の特徴となっていること、建設廃棄物については、下請け業者に解体工事一式を丸投げしている事例があること、マニフェストの交付を受けずに産業廃棄物を引き取っている事例やマニフェストの虚偽記載があること、再委託の事例があること、許可に含まれていない廃棄物の処理の事例があること、等を指摘していた。最後に不用品回収で、「一般廃棄物の収集運搬の許可がないにもかかわらず収集した場合、産業廃棄物に係る業の許可も取消になるので十分注意を」と締めくくった。

次に、八王子市廃棄物対策課 諸星課長から、「行政情報」として、廃棄物対策課の①審査担当、②規制指導担当、③庶務担当のそれぞれの担当業務について話があった。

①審査担当では、一般廃棄物処理業の許可を担当しているが、新規許可は出していない。ただ、引越しごみや遺品整理等の「臨時ごみ」については、一般的に多量に発生することから、新たに許可を出している。②規制指導担当では、解体現場への立入りを行っているが、不法投棄の 7 割を建設系廃棄物が占めている。「不用品回収」を謳う無許可業者の取り締まりも行っている。これらの業者には、違法性を調査し、指導している。PCB 含有機器の保管事業者等を訪問・調査し、早期処理を推進している。排出事業者への指導では、産業廃棄物管理票交付等状況報告書の提出状況が芳しくないため提出に向けた指導を行っている。昨今、排

東京都多摩環境事務所の 5 氏

八王子市資源循環部の 3 氏

出事業者と処理業者の間に管理会社が介在する事例がみられるが、環境省の通知等を踏まえ、適正な対応をしていく必要がある。

最後に、環境省の通達や見解も踏まえ、引き続き環境行政をきちんと進めていく旨の発言があった。

研修会終了後の質疑で、支部員から、行政への厳しい質問が投げかけられた。一つは、現行の廃棄物処理に係る法令では、排出事業者責任を謳っているが、現実的には、処理業者に負担が重くのしかかってきている。排出者責任のあり方について行政の考えをただした。二つ目は、排出者と処理業者の間に立つ管理会社（ブローカー）の存在は、処理料金のダンピングにつながる恐れがあり、結果として不法投棄の原因の一つにもなるとの厳しい指摘があった。

行政の回答は“言わずもがな”であった。

多摩支部 比留間副支部長の謝辞で研修会を終了した。

懇　親　会

13 時開始の委員打合せも入れると、研修会終了の 16 時 45 分までの 3 時間を超える会議・講演会・研修等で心地よい疲労感の下、17 時過ぎから、懇親会開催恒例の場となった「無門庵」にて 30 余名の参加を得て、懇親会が盛大に開催された。

木村専務理事の挨拶・乾杯の後、時間がなごやかにに流れ、また、名刺交換があちらこちらで散見された。楽しい時間が過ぎ去るのはとても早いもので、あっという間にお開きの時間になった。

筆者の印象だが、多摩支部の会員企業の皆様は、男子も女史も元気の塊の方が多い気がする。なかには、強面の方もおられるが、話せば普通の 21 世紀を生きる近代市民だ。

多摩支部の活動は、教育研修委員会・コミュニケーション委員会・法制度検討委員会の 3 委員会が事実上の活動を担っている。この 9 月 8 日㈮には、コミュニケーション委員会が、城南島のスーパーエコタウンに立地する成友興業㈱の城南島工場（第一：再生砕石、第二：建設汚泥）及び㈱アルフォ城南島飼料化センターの施設見学を予定している。見学終了後は、東京スカイツリー、黄昏時からは屋形船での懇親会も予定されている。“兎追いしかの山”（山は青き故郷）から“水（海）は清き故郷”に出向いては如何でしょうか。追って、ご案内を差し上げます。

（事務局長　横手 浩次）

第 5 回定時総会・研修会を開催

研修会「環境ビジネスにおける人材確保 ～具体的な事例～」

青年部（石田部長）は、平成 29 年 6 月 2 日㈬ 15 時より、第 5 回定時総会を開催した。6 月 2 日現在の青年部員数 68 名に対し、出席者数は 55 名（委任状を含む）であり、総会は有効に成立した。総会終了後には、研修会を開催した。

まず、開会宣言より始まり、石田部長が議長に選出され、前年度の活動報告及び決算報告について承認された後、今年度の事業計画について説明があった。定時総会は滞りなく終了した。

総会後の研修会は 2 部構成となっており、第 1 部は、昨年度より青年部のメイン活動である団体課題別人材力支援事業における「採用支援」の中間報告が助川幹事よりあった。今までの活動内容を、写真とスライドで説明することで、部員と情報を共有し、今後の活動への協力を募った。

第 2 部は、㈱フジテックス 環境ビジネスキャリア事業部 キャリアコンサルタントの井出雅文氏を講師に招き「環境ビジネスにおける人材確保～具体的な事例～」をテーマに講演いただいた。人材確保は共通の経営課題だが、「自由度」というキーワードを切り口に、具体的な人材確保の事例が紹介された。

最後に、平成 29 年 7 月 20 日㈭、サンシャイン会議室において開催予定の青年部・女性部合同勉強会「人材の採用・育成について」を告知し、研修会が終了した。

懇親会は、場所をワテラスに移して開催した。講師の井出氏にも参加いただき、和やかな雰囲気の中、懇親を図った。

（㈱ワイエムエコフューチャー
助川 朋寛　記）

総会会場

研修会講師の井出氏

ワテラスでの懇親会風景

身近なヒヤリ・ハット事例 Part110

	何処で	何をしている時	何がどうした	改善すべき事項
1	一般道路で	交差点進入時	見通しの悪い交差点で、左から急に自転車が飛び出してきた為、接触しそうになった。	交差点では、優先道路であっても必ず一時停止し、左右を確認してから進入する。
2	一般道路で	交差点左折時	左折する際、左右確認、巻き込み確認をして左折しようとしたら、後ろからバイクが自車をかわすように直進してきた為、接触しそうになった。	曲がる前に確認したからといって油断をせずに、発進してからも周囲を確認し、いつでも止まれる速度で走行する。
3	一般道路で	走行中	前車がウインカーを出さずに急に左折した為、追突しそうになった。	常に前車との車間距離を十分に取って走行する。
4	一般道路で	走行中	対向車線の右折待ちの車がいきなり曲がってきた為、接触しそうになった。	常に「かもしれない運転」をし、周囲の車に気を配る。
5	一般道路で	走行中	信号が青になったので発進しようとしたら、歩行者が急に飛び出してきた為、接触しそうになった。	信号が青になってもすぐに発進せず、周囲を確認してから発進する。
6	一般道路で	走行中	夜間走行中、前方に黒い服を着た人が見えづらく、接触しそうになった。ヘッドライトの範囲に入った時に気が付いた。	夜間は普段以上に周囲に注意して走行する。また、ヘッドライトの向きを調節し、さらに見えやすくする。
7	高速道路で	走行中	隣の車線から無理矢理割り込まれた。	車間距離を十分に取り、周囲を常に注意して走行する。
8	現場内で	積込作業中	石膏ボードの積卸しの現場で、ボードが割れて顔の近くに飛んで来た。	作業をしているところからは十分に離れる。また、作業員は、近くに人がいないことをしっかり確認してから作業を始める。

「ヒヤリ・ハット」の事例がございましたら、協会までお寄せ下さい。

青年部　幹事会（石田部長）

開催日時： 平成 29 年 6 月 2 日㈮ 13 時～　**場所：** 協会会議室　**出席者：** 15 名

議題及び内容：

①委員会報告

まず、総務委員会より 5 月の収支について報告された。次に、研修委員会からは 10 月に開催予定の研修合宿について、具体的な研修内容の説明があった。最後に、コミュニケーション委員会より、総会後の懇親会やその他各行事に対する準備の進捗状況等が報告された。

②定時総会について

定時総会の役割分担及び流れを確認した。

③「団体課題別人材力支援事業」の採用支援事業について

石田部長より出前講座の内容について説明があった。

次回開催日： 7 月 11 日㈫ 14 時～　外部会議室

収集運搬委員会（加藤委員長）

開催日時： 平成 29 年 6 月 19 日㈪ 15 時～　**場所：** 協会会議室　**出席委員：** 8 名

議題及び内容：

①温暖化防止研修会について

9 月 25 日㈪開催予定の「温暖化防止研修会」（中間処理委員会・収集運搬委員会合同勉強会）について、事務局より、研修会の概要説明と東京都環境局との打合せ結果の報告があった。

② 11 月開催予定の研修会について

日程や内容についての詳細を決定した。開催日時は 11 月 14 日㈫ 14 時～とし、全会員企業を対象とした 70 名規模の研修会を行うこととなった。内容は総務（人事課等）向けの人材確保に係るノウハウをメインに、3 部構成でパネルディスカッションを織り込みながら進行する。

次回開催日： 9 月 25 日㈪ 14 時～　温暖化防止研修会

10 月 25 日㈬ 14 時～　収集運搬委員会

災害廃棄物検討分科会（細沼座長）

開催日時： 平成 29 年 6 月 22 日㈭ 15 時～　**場所：** 協会会議室　**出席委員：** 8 名

議題及び内容：

①分科会スケジュールについて

第 1 回分科会開催にあたり、木村専務理事より挨拶があり、今後のスケジュールと、検討事項についての説明を行った。

②座長及び副座長の選任

メンバーで検討し、座長は成友興業㈱代表取締役 細沼順人 氏、副座長は㈱大空リサイクルセンター取締役 工事事業本部長 伊藤雅人 氏に決定した。また、各メンバーより、自己紹介を含め分科会で取り組みたいこと等が発表された。

③災害廃棄物処理について、東京都への要望事項の検討

平成 28 年 8 月に要望した事項を踏まえ、追加の要望事項について活発な議論を行った。検討結果は、東京都への要望事項として事務局でまとめることとなった。

次回開催日： 8 月 30 日㈬ 15 時～　協会会議室

建設廃棄物委員会（鈴木委員長）

開催日時： 平成 29 年 6 月 30 日㈮ 10 時～　**場所：** 協会会議室　**出席委員：** 9 名

議題及び内容：

①平成 29 年度活動計画について

まず、委員長より平成 29 年度委員会活動計画について提案があった。今年度は今回を含め委員会を 3 回開催し、10 月には、施設見学研修会及び行政を招いての勉強会を実施することが決定した。

②一都三県建設混合廃棄物意見交換会　勉強会・講習会開催について

伊藤委員より、パンフレット「建設廃棄物の適正処理推進の手引き」の完成に伴い、各協会会員企業の営業職の方を対象とした、一都三県建設混合廃棄物意見交換会「勉強会」が 8 月に開催されることが報告された。また、10 月には、上記パンフレットを元にした講習会を開催することもあわせて報告された。

③分科会報告について

建設汚泥分科会の鈴木分科会長より、昨年度の活動報告があった。

次回開催日： 9 月 5 日㈫ 10 時～　協会会議室

行政だより

東京都 環境局

水銀法改正関係 平成 29 年 6 月 9 日付省令について

平成 25 年 10 月に採択された「水銀に関する水俣条約」は、本年 5 月 18 日に条約発効要件である「締約国数 50 か国」に達し、「50 か国が締結した日の後 90 日目」である本年 8 月 16 日に発効することとなった。

我が国においても平成 25 年の条約採択を受け、条約の趣旨を踏まえた包括的な水銀対策の実施を推進するべく検討が始まり、中央環境審議会への諮問・答申やパブリックコメントを経て、平成 27 年 11 月に「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令」が閣議決定された。同政令では、内容により施行期日がふたつに分かれており、「廃水銀等の特別管理廃棄物への指定及びその収集運搬基準」は平成 28 年 4 月 1 日、「廃水銀等の硫化・固型化の基準並びに水銀使用製品産業廃棄物及び水銀汚染物の処理基準」は平成 29 年 10 月 1 日となっている。

前者については、平成 27 年 12 月の「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令」の公布により既に詳細が明らかにされているところであるが、このたび、後者に関しても平成 29 年 6 月 9 日付け省令により詳細が明らかとなったことから、同省令の主な内容について、以下で説明する。

なお、同省令に基づき新たな対応が必要となる事項は、対象物や対応方法等において詳細多岐に渡ることから、以下で述べる主な項目も含め、同省令の該当部分を精読のうえ、改正法令に基づく的確な対応をお願いしたい。

１－１　改正の概要

（１）　特別管理産業廃棄物に係る収集、運搬、処分等の基準の改正

①　中間処理方法及び処分方法の追加

特別管理産業廃棄物である廃水銀等の埋立処分にあたっては、あらかじめ環境大臣が定める方法（あらかじめ水銀の純度を高め、産業廃棄物処理施設の許可を受けた硫化施設において粉末硫黄による硫化、改質硫黄による固型化を行うこと）により処理することとし、環境省令で定める判定基準（固型化したもの（廃水銀等処理物）の溶出試験の結果、水銀 0.005㎎ / ℓ 以下）を満たさない当該廃水銀等の処理物については、遮断型最終処分場にて処分することとし、判定基準に適合するものについては、生活環境の保全上支障を生ずるおそれのないように環境省令で定める必要な措置（処分場の一定の場所において、かつ、埋め立てる処理物が分散しないような措置、等）を講じた管理型最終処分場（水面埋立地を除く）にて処分することとする。

（２）　水銀含有等産業廃棄物に係る収集、運搬、処分等の基準の改正

水銀使用廃製品廃棄物のうち産業廃棄物であるものであって、環境省令で定めるものについては、「水銀使用製品産業廃棄物」（水銀電池、蛍光ランプ等やこれらを材料又は部品として用いて製造される組込製品、等）と総称し、環境省令で定める水銀汚染物（水銀又はその化合物に汚染されたものが廃棄物となったもの）及び水銀使用製品産業廃棄物を「水銀含有等産業廃棄物」と総称した上で、以下のとおり、必要な処理基準を定めることとする。

①　水銀使用製品産業廃棄物の収集・運搬基準の追加

- 破砕することのないような方法により行うこと
- 他の物と混合するおそれのないように他の物と区分すること
- 積替え又は保管を行う場合は仕切りを設ける等必要な措置を講ずること

②　水銀含有等産業廃棄物の処分等の基準の追加

- 水銀使用製品産業廃棄物の保管を行う場合は仕切りを設ける等必要な措置を講ずること
- 水銀又はその化合物が大気中に飛散しないように、必要な措置を講ずること
- 水銀含有等産業廃棄物のうち環境省令で定めるもの（気圧計、液柱形圧力計等）については、あらかじめ、環境大臣が定める方法（ばい焼設備によるばい焼、又は水銀の大気飛散防止措置を取った上で水銀を分離する方法）により水銀回収を行うこと

③　水銀使用製品産業廃棄物を安定型産業廃棄物の対象から除外

安定型最終処分場への埋立禁止を明確化するための措置を講ずる。

（３）　廃水銀等の硫化施設の産業廃棄物処理施設への追加等

①　廃水銀等の硫化施設の産業廃棄物処理施設への追加

廃水銀等の硫化施設を、設置の際に許可を受けることが必要となる令第７条の産業廃棄物処理施設に追加することとする。

②　廃水銀等の硫化施設の縦覧等の対象となる施設への追加

廃水銀等の硫化施設を、令第７条の２の生活環境影響調査書等の公告縦覧や市町村長の意見聴取等の手続を要する産業廃棄物処理施設に指定することとする。

１－２　経過措置

①　廃水銀等を硫化処理してきた既存の施設に対する経過措置

改正令の施行の際、現に１－１（３）①により産業廃棄物処理施設に追加される廃水銀等の硫化施設を設置している者に対しては、法第１５条第１項の許可を受けたものとみなし、施行から３か月以内に都道府県知事又は令第２７条第１項で定める市の長への届出を義務づけることとする。

②　罰則に係る経過措置

令の改正前にした行為に対する罰則の適用については、従前の例によることとする。

協会活動への支援

常任理事

五十嵐　和代

私たちの協会の会員数は平成 28 年度末現在 613 社にのぼりますが、全ての会員会社が、産業廃棄物処理業界の中で「成長する企業」となるよう支援していくことが私たち役員の使命と考え日々活動させていただいております。

ところで「成長する企業」とはどういった条件を備えた企業なのでしょうか？皆様お一人お一人それぞれのお考えをお持ちだと思いますが、私は次の３つの“収益条件”が整ってこそ成長する企業と言えるのではないかと思っています。

①お金の収益

一昔前の廃棄物処理は、「お客様の目の前からごみがなくなればいい」とのことで、車を出し目の前のごみを片付けてあげて売上が立ち、利益もそれなりについてきました。しかしながら現在の排出事業者様は、コンプライアンスを重視した適正処理と処理費の低減を私たち処理業者に求めてきます。こうした中で私たち処理業者も委託契約書、マニフェストや帳簿管理などの管理業務コストは膨らむ一方ですし、売上・収益の上げ方は大きく変わってきました。こうしたお客様の意識変化は、これから更なる変化を遂げていくだけに、売上の上げ方や収益の上げ方に私たちの意識改善が必要と考えます。

②進化の収益

私たちの仕事は『廃棄物処理法』の制度の中で行っている業務ですから、行政の考え方ひとつで仕事の仕方が変わってきます。廃棄物処理法は昭和 45 年に制定されて以来、不法投棄や不適正処理、地域住民の処理施設建設反対運動、最終処分場の逼迫などを背景に時代と共に多くの改正が重ねられてきました。こうした変遷の中で行政もお客様も廃棄物処理に対する考え方が変わっていきます。私たちはこうした法制度や社会の変化に対応できる企業に進化していく必要があります。

③信用の収益

非常に残念で悔しいことでありますが、私たちの産業廃棄物処理業界への世の中の人々の認識はまだ低いと思うことが多々あります。それだけに業界はもとより会員各社が「信用される商売」を行うことが必要と痛感しています。

優良性評価を得る、事故・クレームを無くす、お客様へ排出方法や分別方法・資源化手法を提案する、また現地視察の案内ほか受注後のお客様へのアフターフォロー等々、排出事業者様の新たな取り組みや意識変化に合わせた営業でお客様の信用を蓄積していくことが大切と考えます。

以上、上述いたしました企業成長の収益３条件を協会会員各社が達成できますよう、各種委員会活動や研修活動、普及・広報活動などを通じて、少しでもお役に立てるように努めてまいります。

理　　事

比留間　久仁男

昭和 45 年に「公害国会」で一連の公害関係の法律と共に「廃棄物処理法」が制定され早 47 年、廃棄物処理は３R も進み、目まぐるしい発展を遂げている最中である。多種多様な廃棄物処理を用い、今やエネルギー創出までを担っている現状である。

多摩地域においては、当時ごみ戦争が勃発し、この地域に掘られた砂利採取穴の跡地に、関東一円から未処理の多種多様な廃棄物が投棄され、環境に多大な悪影響を与えた。自治体が自治体を告訴する異常事態が起こっていた事を記憶している。この地域は緑豊かな自然と、農業と、産業が融和し、23 区内のオフィス街とはまた異なった環境で廃棄物処理を行っている。ごく稀ではあるが、未だに不法投棄や野焼きが起きる土地柄でもある。法の整備により、排出事業者・廃棄物処理業者及び行政が一丸となり、この 47 年の環境改善により、美しい自然が戻ってきた現状である。

当協会では部会、多摩支部を設け、事業者が集い、日々の廃棄物処理における問題点を抽出し、討議及び情報共有をし、更には都や国と意見交換を行い、遵法性に則した処理を討議している。また勉強会を通じ、各会員企業の従業員達に教育や指導を行っている。

そんな中、一つの討議事例を紹介する。多種多様な廃棄物が日々排出される昨今、廃棄物処理にはマニフェストの運用が義務付けられている。排出事業場毎、廃棄物の種類毎、及び運搬先毎に交付するものである。マニフェストは排出元責任の観点から、不適正処理又は不法投棄等を未然に防ぐと共に、排出元を特定する目的で運用されている。現状の問題点として、複数のテナントが入っているビルや商業施設等の場合、各テナント毎、或いはビル等管理業者毎、更には廃棄物の種類毎にマニフェストが発行されている。中間処理工場として、パッカー車 1 台の積合わせであれば、数 10 枚～ 100 枚単位となる。「多品目少量運搬」のマニフェストの増量に因る事務手続きが、従業員の増加に繋がり、莫大な時間・労力・経費が嵩んでいる現状である。遵法性の処理を行う反面、事務処理費の高騰により非常に厳しい経営を余儀なくされている為、この打開策を討議している現状である。

日々の協会の活動により遵法性に則した廃棄物処理を行い、官民が互いにアイディアを出し検討し、業務の簡素化並びに問題点の改善、更には住み良い環境構築に尽力し、業界発展に貢献していく所存である。

新入会員紹介

㈱ INE（アイエヌイー）

代表取締役　**伊藤圭二**

賛助会員　**環境事業（ＬＥＤ・新電力）**

〒171-0014　東京都豊島区池袋２－１４－２　池袋二丁目ビルディング３階
☎ ０３（５９５７）７３３６

weee（ウィー）㈱

代表取締役　**宗　大介**

賛助会員　**廃棄物管理のＩＴサービス・システム開発・アウトソーシングサービス**

〒104-0061　東京都中央区銀座１－１５－７　マック銀座ビル
☎ ０３（５５７９）９９４３

表紙の言葉

●今月の写真： お台場海浜公園
●本施設で開催の競技：
［オリンピック］水泳（ﾏﾗｿﾝｽｲﾐﾝｸﾞ）・トライアスロン　［パラリンピック］トライアスロン

1853年６月、ペリー率いる黒船艦隊が浦賀に来航しました。江戸幕府は、このわずか２ヶ月後から砲台（御台場）の築造を開始し、ペリー再訪に備え江戸湾の防御を固めたといいます。完成した６つの御台場のうち、現在は第三台場と第六台場が残され、第三台場は「台場公園」に、第六台場は学術的にも貴重な史跡として海上に保全されています。第三台場から続く静かな入り江が「お台場海浜公園」です。1996年（平成８年）に、人工海浜（おだいばビーチ）、釣りができる磯浜等を有する海上公園にリニューアルされました。東京2020オリパラ大会時には、競技のための仮設施設が整備される予定です。

今回の写真で、正面のレインボーブリッジ手前に見える平らな島は野鳥の生息地となっている「鳥の島」（旧防波堤）、その向こうのこんもりと木が茂る島が第六台場です。

●撮影者：塩沢 美樹（機関誌編集担当）**●撮影地：**港区台場

協会の主な今後の日程

（平成29年７月１日現在）

月	日	曜日	行事予定	備考
7	7	金	団体課題別人材力支援事業ＰＴ 打合せ　１０：００～１２：００	協会会議室
	11	火	全産廃連；　理事会　１３：３０～	全産廃連会議室
			中間処理委員会＝中和・脱水分科会　１４：００～	協会会議室
			青年部　幹事会　１４：００～	八重洲倶楽部（中央区）
	12	水	広報委員会　１０：００～	協会会議室
			常任理事会　１３：３０～／　第３７回理事会　１４：３０～	協会会議室
	18	火	中間処理委員会　１０：００～	協会会議室
	20	木	医療廃棄物委員会　１５：００～	協会会議室
			青年部・女性部　合同勉強会　１４：００～	サンシャインシティ会議室（豊島区）
	21	金	中間処理委員会＝破砕・圧縮分科会　１５：００～	協会会議室
	25	火	協会役員と新入会員との懇談会　１１：００～	協会会議室
			常任理事会　１３：３０～	協会会議室
	28	金	全産廃連；　平成２９年度第１回正会員事務局責任者会議　１３：３０～	アジュール竹芝（港区）
8	3	木	平成29年度 第一回「適正処理懇談会」　１５：００～	外部会議室
	4	金	中間処理委員会＝中和・脱水分科会　「施設見学会」　１４：００～	スーパーエコタウン施設（大田区）
	8	火	女性部　関東地域協議会・女性部会　部会長会議　１４：００～	協会会議室
	9	水	広報委員会　１０：００～	協会会議室
			青年部　幹事会　１５：００～	協会会議室
	17	木	女性部　幹事会	協会会議室
	22	火	一都三県建設混合廃棄物意見交換会「勉強会」１５：００～	エッサム本社ビル３階（千代田区）
	30	水	災害廃棄物検討分科会　１５：００～	協会会議室

人材育成のサポートは連合会にお任せください

連合会からのお知らせ！

ご参加をお待ちしております

全国産業廃棄物連合会は、独自の人材育成プログラムにより、基礎知識から高度な技術の習得まで、産業廃棄物処理に係わる従事者の知識、能力向上に貢献します。

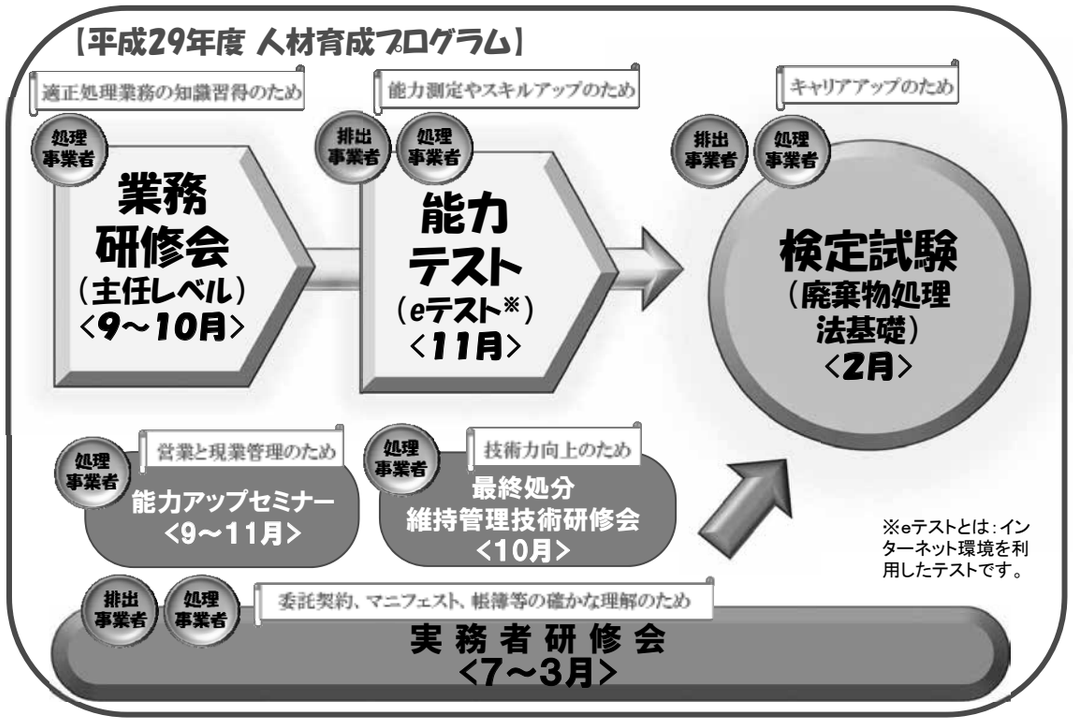

上記、研修会/試験等の詳細は各チラシをご覧ください

http://www.zensanpairen.or.jp/disposal/08/index.html

お問合せ先：（公社）全国産業廃棄物連合会

TEL 03-3224-0811

住所 〒106-0032 東京都港区六本木3-1-17　第２ABビル４階

URL http://www.zensanpairen.or.jp

2017.05

平成29年度　(公社)全国産業廃棄物連合会主催

知っておくべき！

産業廃棄物の適正処理業務に必要な知識習得の対策

産業廃棄物処理業務研修会(主任レベル)

本研修会は、産業廃棄物処理の現場業務を担っている主任レベルの方に、「必要とされる知識・情報」、「業務を遂行する上での留意点」、「業界の最新情報」をわかりやすく教授し、研修の翌日から日々の業務に役立つ、研修を行います。

受講料：8,640円（税込）

平成２９年度募集します！

募集開始 7月12日～

各会場は、定員になり次第締め切らせていただきます。

収集運搬業務コース、中間処理業務コース、最終処分業務コースの3コースからお選びください。

収集運搬業務：定員60名

新潟会場	愛媛会場	岡山会場	熊本会場
10/ 6(金) ＮＯＣプラザ	10/13(金) アイテムえひめ	10/17(火) 岡山商工会議所	10/31(火) ユースピア熊本

中間処理業務：定員60名

東京会場	兵庫会場
9/20(水) 日本教育会館	10/26(木) 中央労働ｾﾝﾀｰ

最終処分業務：定員60名

静岡会場	北海道会場
10/ 3(火) ﾚｲｱｯﾌﾟ御幸町ﾋﾞﾙ	10/20(金) 札幌駅前ＢＳ

研修カリキュラム　研修時間は、午前9時30分から午後4時30分を予定しております。

9:30	12:00	13:00	15:30	16:10	16:30
廃棄物処理法	昼休み	研修コースに応じた業務（労働安全衛生 含む）		理解度チェック	受講証明書の交付

すべての科目を受講し、研修会を修了された方には、受講証明書を交付いたします。

お申込み方法・お問合せ先

お申込み・さらに詳しい情報は、こちらのサイトより

http://www.zensanpairen.or.jp/disposal/08/index.html

（公社）全国産業廃棄物連合会　　人材育成担当

〒106−0032　東京都港区六本木3-1-17　第2ABビル4階

TEL: 03-3224-0811　FAX: 03-3224-0820　●営業時間／月～金　9:00～17:00

http://www.zensanpairen.or.jp　●定休日／土日・祝日

2017.05

産業廃棄物処理に係る能力測定やスキルアップのツールとして

産業廃棄物処理能力テスト

昨年度実施後の受験者の声

- ●自分の知識のどこが曖昧かを確認する良いきっかけになりました（業務担当者）
- ●試験後には丁寧な解説もありしっかり理解できました。社員教育の一環として是非利用したい（課長）

平成29年度 募集します！

対象：排出事業者／処理事業者

（募集期間：9月4日～9月29日）

【テスト期間：11月1日～11月20日】

本テストはご自身のパソコンで行います。インターネット環境があれば、テスト期間中にいつでも、どこでも自分のペースで受験可能です。

【講座名】業態に合わせ次の４コースを用意
（ ）内は出題範囲

①収集運搬現場業務コース（法令基礎＋収集運搬業務）
②中間処理現場業務コース（法令基礎＋中間処理業務）
③最終処分現場業務コース（法令基礎＋最終処分業務）
④委託事務業務コース（法令基礎＋業務管理(委託契約、ﾏﾆﾌｪｽﾄ、帳簿等)）

※テスト終了後に、正解と解説を表示します。また、合否判定ではなく成績と修了証を画面表示します。

1コース3,240円（税込、通信費等は利用者負担）

複数コースの受験も受け付けています。

お申込み方法

お申込み・さらに詳しい情報は、こちらのサイトより
http://www.zensanpairen.or.jp/disposal/08/index.html

【お問合せ先】
（公社）全国産業廃棄物連合会
能力テスト担当
TEL: 03-3224-0811
FAX: 03-3224-0820
http://www.zensanpairen.or.jp
〒106―0032 東京都港区六本木3-1-17 第2ABビル4階
●営業時間／月～金 9:00～17:00
●定休日／土日・祝日

2017.05

キャリアアップを考えている方に必須の試験です！

産業廃棄物処理検定
（廃棄物処理法基礎）

こんな人におススメです。

□人事・管理部門の方へ
現場の担当者が業務に必要な知識を身に付けているか、定量的に把握することが出来ます。従業員の人材育成にご活用ください。

□廃棄物処理担当の方へ
廃棄物を処理する上で、実務に必要な正しい知識が身についているかを確認することが出来ます。

この検定に合格すると…

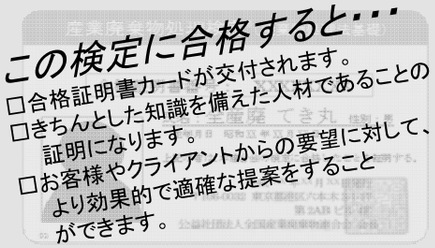

□合格証明書カードが交付されます。
□きちんとした知識を備えた人材であることの証明になります。
□お客様やクライアントからの要望に対して、より効果的で適確な提案をすることができます。

平成29年度 受験者募集します！

【募集期間：平成29年12月18日～平成30年1月19日】

定員：200名、受験料：7,020円（税込）
（定員になり次第、募集を締め切らせていただきます）

【試験日時】平成30年2月18日（日）
10:00～11:30（90分）

【試験形態】 筆記試験

【試験範囲】
廃棄物の品目、排出事業者責任、委託契約、マニフェスト管理、処理基準、委託基準等に関する法令の基礎

【試験会場：東京（赤坂）】

お申込み方法

お申込み・さらに詳しい情報は、こちらのサイトより
http://www.zensanpairen.or.jp/disposal/08/index.html

【お問合せ先】
（公社）全国産業廃棄物連合会
検定試験担当
TEL: 03-3224-0811
FAX: 03-3224-0820
http://www.zensanpairen.or.jp
〒106―0032 東京都港区六本木3-1-17 第2ABビル4階
●営業時間／月～金 9:00～17:00
●定休日／土日・祝日

2017.05

事務局だより

皆様、はじめまして。今春より経理担当として着任いたしました髙野と申します。前任者が退職してから経理不在期間が数ヶ月発生していたため、残念ながら業務内容の説明や引継資料を得ることが叶わず、なにかあるたびに先ずは過去の資料や処理方法をさがして確認するところからスタート、と手探り状態の毎日です。会員の皆様にもご不便・ご迷惑をお掛けしてしまうことがあるかもしれません。大変申し訳ありませんが、日々精進いたしますので何卒ご容赦の程お願いいたします。

この６月より、経理業務と並行して、中間処理委員会と収集運搬委員会も担当させていただくこととなりました。不勉強でお恥ずかしい限りですが、産廃業界のことをなにも知らずに入ってきてしまったため、皆様の議論等が時に異国語のように難解に聞こえています。自分のいたらなさを痛感するばかりです。諸先輩方のようなきめ細かい対応ができるようになるまではまだまだ長い道のりですが、一日も早く皆様のお役に立てるよう励みたいと思っております。何卒ご指導・ご鞭撻の程よろしくお願いいたします。

さて、皆様お忙しい日々をお過ごしのことと存じますが、どのような健康管理をされていらっしゃいますか？先日、当協会が入っているビルのエレベーター工事があり、事務局のある７階まで階段でのぼろうとしたところ、情けないことに３階で息がきれてしまい、愕然としました。ついつい仕事と育児に追われ、ろくに運動もしないまま今日まで過ごしてきてしまったことを深く反省しました。このままではいけない、と一念発起いたしまして、比較的動きが緩やかそうにみえるヨガの体験レッスンを受けてみることにしたのですが、これまた情けないことに開始早々足の指がつってしまう始末で、敢え無くリタイア…。長年に渡る不摂生を甘く見ておりました。無念です。

健康維持には運動・栄養・休養が欠かせないそうです。今は修行中の身、急に無理な運動をして業務に支障がでるようでは元も子もありませんので、日課の手洗い・うがいをこなしつつ、運動がダメだった分、せめて栄養と休養はしっかり取ろうと、美味しいものやマッサージに癒しを求めています。神田周辺のおいしいお店や上手なマッサージ屋さん、おすすめの癒しグッズ等ございましたら、是非ともご教示くださいませ。

どうぞよろしくお願いいたします。　（髙野）

編集後記

梅雨時らしい天気が続いていますが、降水量が気になるところです。逆に日照時間があまりにも短くなると農作物への影響が気になります。科学技術が目覚ましい進歩を遂げたと云っても何事もお天気次第は変わらないようです。出勤の道すがら、もう盛りは過ぎてしまいましたが、紅白の紫陽花を玄関の両脇に植えているお宅の前を通るたびに梅雨とカタツムリが思い浮かびます。もっとも紅白の紫陽花は 50 年ほど前は、なかったような気がします。これも技術進歩でしょうか。

都議会議員選挙も終わり、新たな議員各位の顔ぶれが決定しました。多くの新人の方もおられ、都政も変化していくのでしょうか。都民にとっては今回の選挙、都政が論点なのか、国政が論点なのか判然としない面も感じられていたかもしれません。議員の皆様には、その定義を良く理解頂き、都民の負託にこたえて頂ければと想うのは私だけでしょうか。

EU 各国の状況が刻々と変化してきているようです。何かの本に書いてありましたが、大きいことが良いことだと考えられて物事が進むと、今度は逆に小さいものを望むような傾向が出てくるのだそうです。観方を変えると、歴史はそこに住む人々にとって、自由と制限の世の中が繰り返されているのかもしれません。どちらが良いのかも良くわかりませんが。

我が業界の動きですが、ここのところ、良いのか悪いのか、これも判然としない状態が継続してるようです。統計上では、廃棄物発生量は全般的に減少傾向が継続しています。発生量の減少は我が業界にとって、歓迎すべきものではありませんが、その中身の変化に着目すれば、新たな事業機会を創出出来ることもあるようです。この仕事は、どうしても受け身とならざるを得ない面が強いのも事実です。何時も申しあげていますが、変化はチャンスにもなります。

高温多湿な時期が続きますが、先ずは体調を整えて、健康維持は日頃の食事が肝要ともなります。　（乙顔）

とうきょうさんぱい

第 34 巻　第 4 号　通 巻 第 323 号

平成 29 年 7 月 10 日発行

発 行 人　高　橋　俊　美

企画・編集　広　報　委　員　会

発　　行　一般社団法人 東京都産業廃棄物協会

〒 101 － 0047
東京都千代田区内神田 1 － 9 － 13
柿沼ビル 7F
TEL　03（5283）5455（代表）
FAX　03（5283）5592
http://www.tosankyo.or.jp
E-mail;info@tosankyo.or.jp

都市更新を下支えする企業を目指して。

地球を守る確かな技術

城南島第二工場

- 産業廃棄物処理施設
  破砕処理施設・脱水処理施設・造粒固化処理施設
- 汚染土壌処理施設

e Synergy System

SEIYU 成友興業株式会社

城南島第二工場

城南島第二事業所　東京都大田区城南島 3-2-11　TEL：03-3799-8111　FAX：03-3799-7788

「とうきょうさんぱい」　通巻第三二三号　平成二十九年七月十日　発行人　高橋俊美　発行　一般社団法人東京都産業廃棄物協会

廃木材よ…再びよみがえれ！！

廃木材には「マテリアルリサイクル」により与えられる使命がまだあります。

廃木材

破砕→異物除去
→成型→仕上

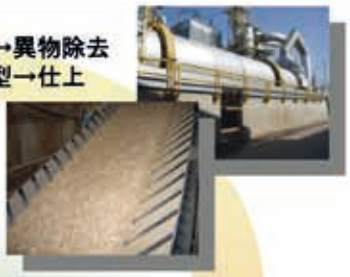

不要となった
E・V・Aボードは
再び原材料として使用

東京ボードグループ マテリアルリサイクル システム

置き床・家具等
に使用

パーティクルボード
「E・V・Aボード」

廃木材の利活用、このままでいいのでしょうか？

現在、廃木材の利活用について議論される際に、常に話題の中心になるのがバイオマス発電を中心とした「エネルギー利用」です。再利用することが出来ない廃棄物をエネルギーに還元することは非常に有効な活用法であると言えます。

しかし、「エネルギー利用」する前に、今一度考え直して下さい。

その廃木材は「マテリアルリサイクル」が出来るのではないでしょうか？
私達東京ボードグループは皆様とともに「マテリアルリサイクル」の手助けをさせていただきます。
そして共にCO_2削減を図り、地球環境をより良いものへと改善していきましょう！
木々に永遠の命を与えたい…。それが東京ボードグループの使命です！！

私達は
地球温暖化防止に
全力で取り組みます

東京ボード工業株式会社
本社　〒136-0082　東京都江東区新木場2-11-1　TEL:03-3522-4138　FAX:03-3522-4137
新木場工場　〒136-0082　東京都江東区新木場2-12-5　TEL:03-3522-1524　FAX:03-3522-1525
埼玉工場　〒340-0835　埼玉県八潮市浮塚100番地　TEL:048-996-4541　FAX:048-996-4562
横浜エコロジー株式会社
〒236-0003　神奈川県横浜市金沢区幸浦1-4-2　TEL:045-778-1153　FAX:045-778-1154
ティー・ビー・ロジスティックス株式会社
〒340-0835　埼玉県八潮市浮塚100番地　TEL:048-994-1311　FAX:048-994-1315
TB関西物流株式会社
〒630-8452　奈良県奈良市北之庄西町1-6-11　TEL:0742-50-6222　FAX:0742-50-6667